

2019年11月28日

「後見制度支援預金」の取扱い開始について

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、下記の通り「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

本預金は、後見制度を利用している後見人が、被後見人の財産のうち日常生活に必要な金銭とは別に普段使用しない金銭を管理し、家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定して取扱うことで、お客さま（被後見人）の財産を安全かつ適切に管理できる商品です。

当行はこれからも、お客さまのニーズにお応えできるような商品やサービスの拡充に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日 2019年12月2日（月）
2. 商品概要

| | |
|-----------|---|
| 商品名 | 後見制度支援預金 |
| ご利用いただける方 | 後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 |
| 対象となる預金 | 普通預金（決済用口座もご利用いただけます。） |
| 取扱い店 | 名古屋銀行の国内全店 ※ローンセンター、インターネット支店および各プラザを除く。 |
| 口座開設 | 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき行います。 ※預金者1名について1店舗のみでしか開設できません。 |
| お預入れ | 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき行います。 ※お預入れの都度、「指示書」のご提示が必要です。 |
| お引出し、解約等 | 家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき行います。 ※口座開設店のみのお取扱いとなります。 |
| 付加できるサービス | 家庭裁判所より定時定額送金の指示書がある場合、自動送金サービスの利用が可能です。 ※別途、振込み手数料の他、所定の手数料がかかります。 |
| 手数料 | 口座開設手数料 : 11,000円（税込） 口座管理手数料（年間）： 3,300円（税込） |
| 取引の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードの発行はできません。 ・ATM、インターネットバンキングでのお取扱いはできません。 ・公共料金等の自動支払い、給与・年金・配当金等の自動受取りにはご利用できません。 |

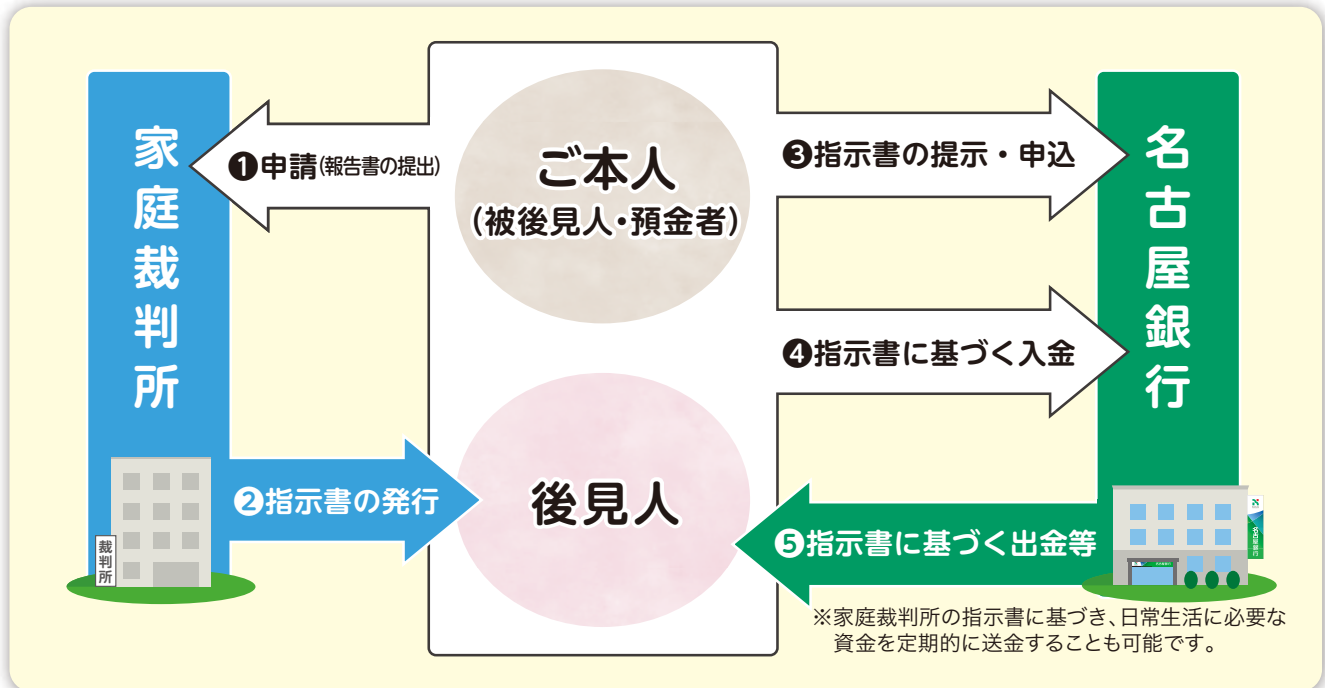
以上

後見制度をご利用のみなさまへ

後見制度支援預金

後見制度支援預金とは

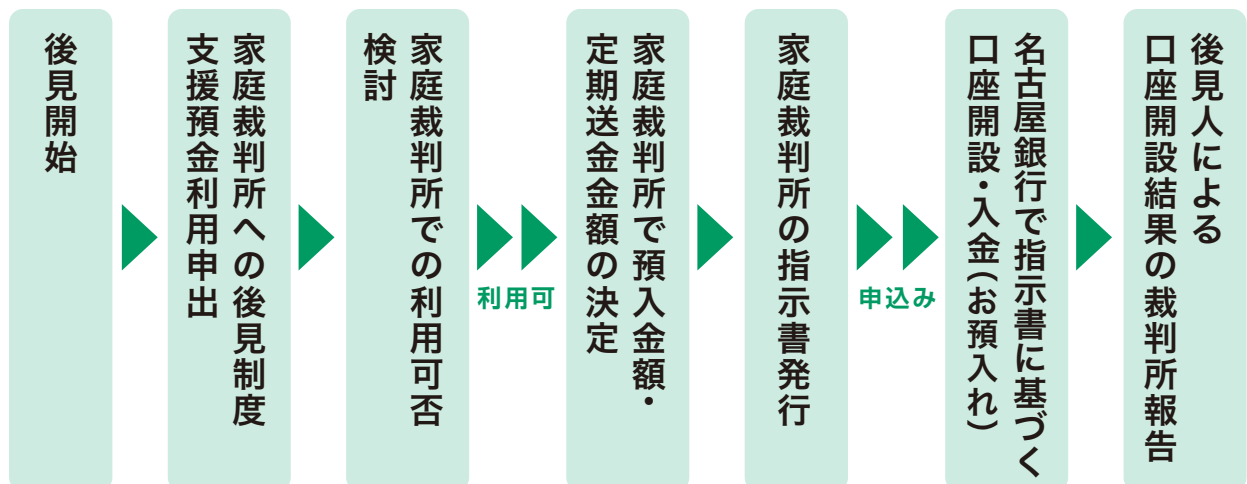
後見制度を利用している後見人が、被後見人の財産のうち日常生活に必要な金銭とは別に普段使用しない金銭を「後見制度支援預金」で管理し、家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定して取扱うことで、お客さま(被後見人)の財産を安全かつ適切に管理できる預金です。



Point!

家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定することで、被後見人(預金者)の財産について透明性の高い管理ができ、後見人の財産管理に係る不測のトラブルを回避します。

お申込みの流れ



名古屋銀行

商品内容(抜粋)

| | |
|-----------|---|
| 商品名 | 後見制度支援預金 |
| ご利用いただける方 | 後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 |
| 対象となる預金 | 普通預金(決済用口座もご利用いただけます。) |
| 取扱い店 | 名古屋銀行の国内全店 ※ローンセンター、インターネット支店および各プラザを除く。 |
| 口座開設 | 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき行います。 ※預金者1名について1店舗のみでしか開設できません。 |
| お預入れ | 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき行います。 ※お預入れの都度、「指示書」のご提示が必要です。 |
| お引出し、解約等 | 家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき行います。 ※口座開設店のみのお取り扱いとなります。 |
| 付加できるサービス | 家庭裁判所より定時定額送金の指示書がある場合、自動送金サービスの利用が可能です。 ※別途、振込み手数料の他、所定の手数料がかかります。 |
| 手数料 | 口座開設手数料:11,000円(税込) 口座管理手数料(年間):3,300円(税込) |
| 取引の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードの発行はできません。 ・ATM、インターネットバンキングでのお取扱いはできません。 ・公共料金等の自動支払い、給与・年金・配当金等の自動受取りにはご利用できません。 |

詳しくは、商品概要説明書を必ずご確認ください。

新規口座開設時に必要な書類

- ・家庭裁判所の指示書(原本)
- ・後見人のご本人さま確認書類
- ・取引のご印鑑
- ・登記事項証明書(後見人の登記にかかるもの)
- ・被後見人(預金者)のご本人さま確認書類
- ・初回預入金